

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年9月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100231号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100046号

第1 結論

請求者のA事業所における平成25年12月27日の標準賞与額を25万2,000円から30万円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月27日

請求期間について、A事業所から賞与が支払われていたが、標準賞与額に誤りがあるので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者のオンライン記録の標準賞与額は25万2,000円と記録されているところ、請求者から提出された平成25年12月分賞与に係る給料支払明細書及び課税庁から提出された請求対象事業所に係る平成26年度給与支払報告書(以下、併せて「平成25年12月賞与明細書等」という。)により、請求者は、事業主から30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、平成25年12月賞与明細書等により確認できる支払額及び厚生年金保険料控除額から30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成25年12月27日の賞与について厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているものの、年金事務所が保管している請求者の当該期間に

係る賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険の記録における標準賞与額に相当する額となっていることから、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に相当する額として賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100134 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100012 号

第 1 結論

昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 33 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 9 月まで

私は、夜間の学校に通うため、勤務していた事業所を昭和 59 年 3 月に退職し、実家のある A 市から B 市に転居した。その後、卒業してしばらくした時に、母親から、私の国民年金について、加入手続を行い、請求期間の保険料を納付してくれていたと聞いた。その際に番号が違う 2 冊の年金手帳をもらったが、それぞれ国民年金に係る記載もあるのに、請求期間の加入や納付の記録がないことに納得できないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者の現在の年金記録について、オンライン記録によると、請求期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの期間は、年金制度に未加入とされ、請求期間のうち、昭和 59 年 10 月から昭和 61 年 9 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者であり、請求期間直後の昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 4 月までの期間は、国民年金に初めて加入した期間として、かつ保険料が納付済みと記録されているところ、請求者は、母親から、請求期間の保険料を納付してくれたと聞き、その際に番号が違う 2 冊の年金手帳をもらったとして、当該年金手帳を提出し、本訂正請求を行っている。

また、請求者から提出された 2 冊の年金手帳によると、請求者に対しては、A 市において、国民年金手帳記号番号が 2 回払い出されていることが確認できるところ、1 回目に払い出された国民年金手帳記号番号（以下「1 回目の手帳記号番号」という。）は、国民年金受付処理簿における任意加入被保険者の資格取得状況によると、昭和 59 年 4 月頃に払い出されたものと推察され、2 回目に払い出された国民年金手帳記号番号（以下「2 回目の手帳記号番号」という。）は、A 市の回答によると、資格取得の届出日が昭和 63 年 7 月 20 日とされていることが

ら、母親は、これらの頃に、それぞれの手帳記号番号に係る加入手続を行ったものと考えられる。

- 2 請求者の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする母親の年金記録については、国民年金加入期間において、全て保険料が納付されており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。
- 3 しかしながら、請求者は、国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができず、請求者に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。
- 4 1 回目の手帳記号番号について、請求者は、当該手帳記号番号に係る加入手続時期（昭和 59 年 4 月頃）において、上述のとおり、年金制度に未加入とされているところ、当該手帳記号番号前後に係る国民年金受付処理簿を見ると、各行に手帳記号番号が連番で記載されるとともに、各手帳記号番号に係る被保険者の氏名及び住所等の情報が記載されているのに対し、請求者が所持する年金手帳の手帳記号番号が記載されるべき行については、手帳記号番号の欄も含め全て空欄とされている上、オンライン記録においても、当該手帳記号番号に係る被保険者記録はない。

このことについて、日本年金機構は、請求者に係る個別の経緯は不明であり、A市からC社会保険事務所（当時）に資格取得の進達があったかどうかまでは断言できないが、オンライン記録において、当該手帳記号番号に係る被保険者記録がないことを踏まえると、同社会保険事務所において、当該手帳記号番号に係る資格取得の事務処理が行われなかったものと思料する旨回答している。

また、A市は、当該手帳記号番号に係る記録等についてデータを保有していない旨回答しているほか、紙台帳検索システムにおいても、当該手帳記号番号に係る納付記録が記載された帳票は索出できない。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は、当該手帳記号番号に係る加入手続時期（昭和 59 年 4 月頃）と同時期の昭和 59 年 4 月 10 日付けで、A市からB市に住所地を異動していることが確認できるものの、当該手帳記号番号に係る年金手帳における住所欄においては、A市の住所のみが記載され、国民年金に係る住所変更を行った形跡も見受けられない。

以上のとおり、昭和 59 年 4 月頃、請求者に対し 1 回目の手帳記号番号が払い出され、年金手帳が交付されたものの、当該手帳記号番号を使用して保険料が納付された形跡等は見当たらないことから、当該手帳記号番号について、請求者が国民年金の被保険者として取り扱われていたと推認することは困難である。

- 5 2 回目の手帳記号番号について、A市の回答及びオンライン記録によると、当該手帳記号番号に係る加入手続は、昭和 63 年 7 月頃に行われ、厚生年金保険の被保険者記録を確認した上で、請求期間直後の昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 4 月までの期間のみを国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われたものとみられる。

また、当該手帳記号番号に係る年金手帳によると、請求者が初めて国民年金の

被保険者となった日は昭和 61 年 10 月 26 日と記載されているほか、A市の回答においても、被保険者資格取得日は同日とされており、当該手帳記号番号について、これより前の期間が被保険者期間とされた形跡は見当たらないことから、請求期間は、上述のとおり、年金制度に未加入及び厚生年金保険被保険者期間として取り扱われ、母親は、当該手帳記号番号を用いて、請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

- 6 このほか、請求者が請求期間中に住所地と定めていたB市は、請求者に係る国民年金の記録はない旨回答している上、母親が請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 7 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100128号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年10月15日から同年12月31日まで
② 昭和58年1月10日から同年2月21日まで
③ 昭和58年2月24日から同年3月25日まで

請求期間①はC事業所D出張所(現在は、E事業所D出張所)に、請求期間②はC事業所F出張所(現在は、E事業所F出張所)に、請求期間③はC事業所G出張所(現在は、E事業所G出張所)にH職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第3 判断の理由

E事業所D出張所、E事業所F出張所及びE事業所G出張所の社会保険の適用を管轄するB事業所から提出された人事記録、請求者から提出された辞令及び各出張所から提出された資料によると、請求者は、請求期間①、②及び③当時、H職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第12条において、二箇月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されており、請求期間②及び③については、いずれの雇用期間も2か月に満たないことから、厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たしていなかったと判断できる。

また、請求期間①については、上述のB事業所から提出された人事記録及び請求者から提出された辞令によると、雇用期間が2か月を超えていることから、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認められるものの、同事業所及び社会保険事務担当者は、請求期間①、②及び③当時は、H職の雇用見込みが1年度未満の場合は、特別な事情がない限り社会保険には加入させていなかった旨回答及び陳述している。

さらに、B事業所及び社会保険事務担当者は、請求期間①、②及び③当時の資料は残っていないため、請求者の厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

加えて、厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①、②及び③当時、A事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

また、請求期間①、②及び③当時、A事業所において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、H職として勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録のない期間がある旨回答及び陳述している。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③に係る給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる資料等を保管していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。